

答申書

当審議会は、令和元年12月16日付けで、特別職の報酬等の額及び議会議員の政務活動費の額等について諮問を受け、県内各市における報酬等の状況や、鎌倉市の財政状況等、市を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、公正かつ公平な見地に立って、慎重に審議を行った。

各委員からは、市政運営の責任者としての市長等特別職並びに市民の代表である議会議員及び議会の果たすべき職責が益々増大し、また、両者に対する市民の期待が一層高まっている状況である一方で、近年、物価の上昇や民間賃金、さらには一般職員の給与が引き上げられているにも関わらず、平成8年度から額が据え置かれている状況を鑑みると、現行の額を引き上げるべきとの意見があった。

しかしながら、現行の市長等の給料月額及び議員報酬の額は、県内他市の人口規模等と照らし合わせて、ほぼ均衡していること、また、財政状況が経常収支比率の増加に見られるように硬直化が進み、市税収入については横ばい傾向である中で、今後も民生費や老朽化した公共施設の建替えや維持補修に係る経費等の増加が見込まれるなど、厳しい財政状況が続くものと予想される。

以上の状況、並びに令和元年6月に財政状況が好転するまでは据え置くことが妥当であると当審議会在判断してから、現時点では、特段の引き上げる要素はないものとして、委員の意見が一致した。

従って、これらを総合的に判断した結果、特別職の報酬等の額については据え置くことが妥当であるとの結論に達した。

また政務活動費については、県内他市との比較の中で、額は団体規模に応じしており、積極的に引き上げ、又は引き下げる特段の要素はないことから、これを据え置くことが妥当であると判断した。

以上、当審議会の答申とするものである。

令和2年3月16日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市特別職報酬等審議会
会長 兼村高文